

守谷市告示第 19 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、取手都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和7年2月13日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

土地区画整理事業

2 都市計画を決定する土地の区域

守谷市立沢字御所台、松並字向溜の各一部

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画 土地区画整理事業の決定
(守谷市決定)

計 画 書

令和 6 年度

守谷市

取手都市計画土地地区画整理事業の決定（守谷市決定）

都市計画新守谷駅周辺土地地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		新守谷駅周辺土地地区画整理事業				
面 積		約 13.5ha				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	3・3・4 取手守谷線	25～37m	約 260m	都市計画既決定（昭和 49 年 8 月 1 日）
		上記の道路を骨格として、12m、10.5m、9.5m、8m の区画道路を配置する。 新守谷駅への歩行者動線確保のため、歩行者専用道路（W=6m、4m）を 2 箇所設ける。				
	公園及び 緑地	公園緑地は生活者が快適に歩ける距離に街区公園を配置する。 1 号公園：隣接する教育施設の斜面林と自然環境の調和した公園				
	その他の 公共施設	地区内の雨水排水は、雨水管渠から、地区外の小貝排水路を通じて小貝川へ放流する。また、流出抑制施設として、各ゾーン内において地下貯留施設の整備を進出企業等が行う。				
宅 地 の 整 備		都市計画道路 3・3・4 取手守谷線（国道 294 号）及び関東鉄道常総線新守谷駅の利便性をいかし、地区西側と中央には流通系、商業施設の誘致を考慮した土地利用を配置する。地区東側には戸建て住宅を基本とした住居系の土地利用を配置し、常磐自動車道谷和原 IC に近接する複合的な市街地の形成を図る。				

「施行区域は、計画図表示のとおり」

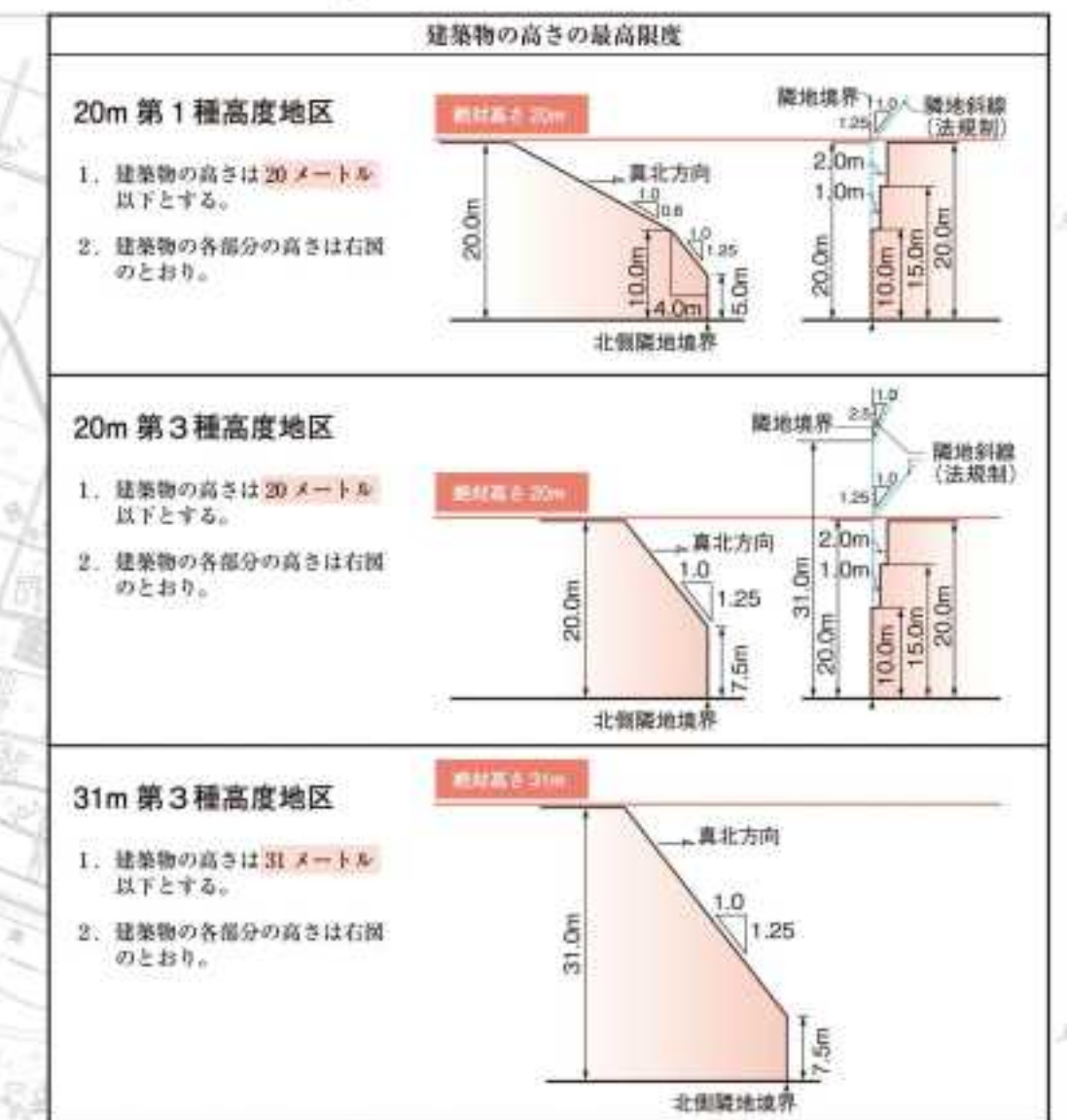
理 由

地域の生活拠点としての機能強化や、新守谷駅、国道 294 号、常磐自動車道谷和原 IC との交通ネットワークをいかし、商業・業務施設、住宅地や公共施設の集積を高め、にぎわいと魅力のある都市拠点の形成を図るものである。

取手都市計画 土地地区画整理事業総括図

地区名称	项目	项目内容	责任单位		备注
			牵头单位	配合单位	
黔东南州	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
黔东南州	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
黔东南州	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府
	黔东南州“两区”建设	黔东南州“两区”建设	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府	黔东南州人民政府

番 号	1
地区名	新守谷駅周辺地区
施行者	(仮称)新守谷駅周辺地区土地区画整理組合
施行面積	約13.5ha
理 由	地域での生活拠点としての機能強化や、新守谷駅、国道294号、常盤自動車道と谷和原との交通ネットワークをいかに、商業・業務施設、住宅地や公共施設の集積を高め、にぎわいと魅力のある都市拠点の形成を図るため



号

[illegible]

本図の方位は真北を表示。
磁針方位は西偏約7°0'

凡 例	
	行 都 市 計 画 区 域
	市 街 化 区 域
	用 途 地 域
	第一種住居区域 第一種中高層住居専用地域
	第 二 種 住 居 地 域
	第 二 種 住 居 地 域
	準 住 居 地 域
	近隣商業地域
	近隣商業地域 (準防火地域)
	商業地域 (防火地域)
	準工業地域
	工業専用地域
	生産緑地地区
	都 市 計 画 道 路
	都 市 高 速 鉄 道
	常 盤 自 動 車 道
	自 転 車 駐 車 場
	都 市 計 画 公 園
	下 水 道 計 画 排 水 水 域
	守 衛 浄 化 セ ン タ ー
	常総地方広域市町村圏ごみ焼却場
	常総地方広域老人福祉センター
	土地区画整理事業区域
	地 区 計 画 区 域
	農 用 地 区 域
	農 業 集 団 排 水 区 域

[illegible][illegible]

(1) 令和 3 年 1 月 撮影
令和 4 年 3 月 1 2500より路頭撮影

(2) 紫綬市 平成20年 3月

(3) 宇治市 平成22年 3月

(4) 取手市 令和 4 年 3 月

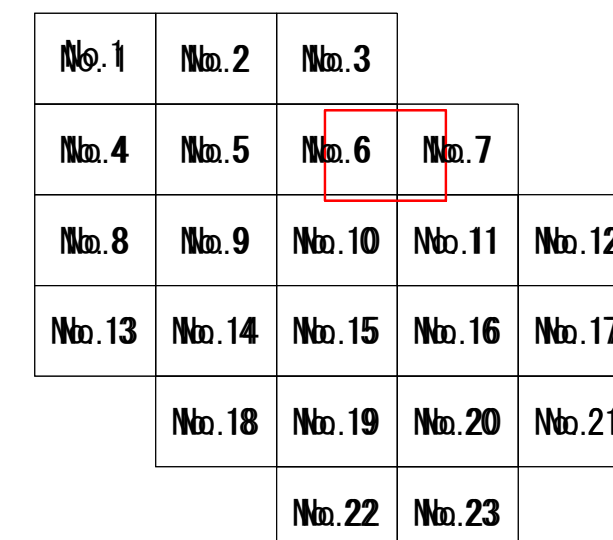
(5) 柏市 平成29年 3月

(6) 野田市 平成27年 3月

〔この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。〕
(助言番号)令3 関公 第137号

計画機関 茨城県守谷市
都市計画課ホームページ：<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/section/0410/>

取手都市計画 土地地区画整理事業計画図



茨城県
守谷市

	普通建物	△ 37.2	三角点
	堅ろう建物	□ 25.62	水準点
	堅ろう建物	※ 42.3	多角点及び観測点 角点を四角点等
	堅ろう観望舎	▽ 35.6	公共基準点 (三角点)
	堅ろう観望舎	△ 25.73	公共基準点 (水準点)
	普通観望舎	・ 12.3	標石を置かない 観測点
	普通観望舎	・ 15.0	図上境界点
	普通観望舎	△ 7.0	四角点等

[illegible]

	道路	河川
真直道	普通鉄道	
街道	路地の軌道	
徒歩道	特殊軌道	
(建設中) 建築中の道路	索道	
歩道、分離帯	(建設中) 舗装中の軌道	
踏切	プラットフォーム及び待合室	
徒歩橋	軌道橋	
徒歩橋・渡り道・堤防	軌道の駅舎等	
益木	貨物車	
人工斜面	区域界	
土堤	植生界	
土堤等	断地界	
町界、境界	町村、指定都市の境界	
北海道の支庁界	本市、市(丁)界	
	本郷、本所	

田	果樹園	園庭
畑	その他の樹木畑	荒地
さとうきび畑	芝地	はい松地
パイナップル畑	広葉樹林	しの地
桑畑	針葉樹林	やし利樹林
茶畑	竹林	湿地

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅱ座標系、
（平面直角座標値は、世界測地系による）
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
（茨城県地盤沈下水準点 基準日 平18.1.1）

NO. 6, 7, 10, 11の一部
IX-KE13-1~13-4の一部